

第2問 司法書士法務次郎は、平成29年6月1日に事務所を訪れた東京運送株式会社の代表取締役から、別紙1から別紙5までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙6のとおり事情を聴取した。司法書士法務次郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記の申請の代理を依頼された。司法書士法務次郎は、その依頼に基づき、同日、東京運送株式会社の本店所在地を管轄する登記所に登記の申請をした。

また、司法書士法務次郎は、平成29年7月15日に事務所を訪れた東京運送株式会社の代表取締役から、別紙7から別紙11の書類のほか必要書類の交付を受け、別紙12のとおり事情を聴取した。司法書士法務次郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、本店の所在地において必要な登記の申請書の作成及び登記の申請の代理を依頼された。司法書士法務次郎は、その依頼に基づき、同日、東京運送株式会社の本店所在地を管轄する登記所に登記の申請をした。

以上に基づき、第2問答案用紙の第1欄には、平成29年6月1日に委任された登記の申請に関し、第2欄には、平成29年7月15日に委任された本店の所在地を管轄する登記所に係る登記の申請に関して、各項目ごとに各登記の申請書に記載すべき事項を記載しなさい。また、第3欄には、別紙においてされた決議のうち、司法書士として登記の申請を代理すべきでない事項(会社法上登記すべき事項とされていない事項を除く。)があるときは、その事項及びその理由を簡潔に記載しなさい。

(答案作成上の注意事項)

- 1 東京運送株式会社においては、明記されている場合を除いて、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、(中略)、(省略)又は(以下省略)と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記申請書に添付すべき書面は、すべて調べられており、議事録には所要の記名押印がされているものとする。
- 4 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかなきときは、これを援用しなければならない。
- 5 登記の申請書に添付する必要のない書面については、解答欄に記載してはならない。
- 6 解答欄に記載すべき事項がない場合には、該当の解答欄に斜線を引く。
- 7 各別紙に掲げられている決議は、各種類株主に損害を及ぼすおそれはないものとして解答する。

(別紙1)

【平成 29 年 4 月 1 日現在の東京運送株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号	東京運送株式会社
本店	東京都中央区中央一丁目1番1号
公告をする方法	東京都において発行される日本毎朝新聞に掲載してする。
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.unsou/kessan/index.html
発行可能株式総数	6000 株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1500 株 各種の株式の数 普通株式 1000 株 A 種類株式 300 株 B 種類株式 200 株
資本金の額	金 1500 万円
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式 4000 株 A 種類株式 800 株 B 種類株式 800 株 1 残余財産の分配 残余財産の分配については、A 種類株主及びB 種類株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 A 種類株式 1 株につき 100 円 B 種類株式 1 株につき 200 円 1 取締役の選任 普通株主は、種類株主総会において、取締役 3 名を選任することができる。 A 種類株主は、種類株主総会において、取締役 3 名を選任することができる。 B 種類株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するためには、当会社の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 B	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 C	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 D	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 E	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 F	平成 27 年 6 月 27 日就任
	東京都中央区中央二丁目 2 番 2 号 代表取締役 A	平成 27 年 6 月 27 日就任
	監査役 G	平成 26 年 6 月 27 日就任
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

（別紙 2）

平成 29 年 4 月 2 日開催の東京運送株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

（一中略一）

第 1 号議案 自己株式の取得の件

議長は、下記のとおり自己株式を取得する旨を説明し、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1 取得する株式の種類及び数 | 普通株式 200 株 |
| 1 株式 1 株を取得するのと引換えに交付する金銭 | 金 2 万円 |
| 1 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額 | 金 400 万円 |
| 1 株式の申込みの期日 | 平成 29 年 4 月 16 日 |

（一以下、省略一）

(別紙 3)

平成 29 年 5 月 15 日開催の東京運送株式会社の臨時株主総会の議事概要

(一中略一)

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、平成 29 年 5 月 20 日をもって、次のとおり、定款の一部を変更したい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

現行定款	変更案
(公告をする方法) 第〇条 <u>当会社の公告は、東京都において発行される日本毎朝新聞に掲載してする。</u>	(公告をする方法) 第〇条 <u>当会社の公告は、電子公告の方法により行う。</u>

第 2 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役 C について、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを承認可決した。

(一以下、省略一)

（別紙 4）

平成 29 年 5 月 15 日開催の東京運送株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

（一中略—）

第 1 号議案 株式無償割当ての件

議長は、平成 29 年 5 月 15 日最終の株主名簿に記載された株主について下記の要領で株式を新たに発行し、株式無償割当てをしたい旨及びその理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、出席取締役全員の賛成を得たので、本議案は承認確定した。

記

- 1 株主に割り当てる株式の種類及び種類ごとの数
普通株式 10 株につき B 種類株式 1 株
- 2 株式無償割当ての効力発生日
平成 29 年 5 月 31 日
- 3 株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類
普通株式

第 2 号議案 募集株式発行の件

議長は、下記の要領にて募集株式を発行したい旨を述べ、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

募集株式の発行要領

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1 募集株式の数 | B 種類株式 300 株 |
| 1 払込金額 | 1 株につき金 2 万円 |
| 1 払込金額の総額 | 金 600 万円 |
| 1 割当方法 | 下記記載の X に割り当て、総数引受契約によって行う。 |
| 1 割当先及び割当株式数 | X B 種類株式 300 株 |
| 1 払込期日 | 平成 29 年 5 月 30 日 |
| 1 増加する資本金の額 | 金 600 万円 |
| 1 払込取扱場所 | 東京都千代田区千代田二丁目 2 番 2 号
X Y Z 銀行 本店 |

（一以下、省略—）

（別紙 5）

平成 29 年 5 月 15 日開催の東京運送株式会社のア種類株式の種類株主総会の議事概要

出席株主の状況

議決権を有する A 種類株主全員出席

（一中略一）

第 1 号議案 取締役の選任の件

議長は、取締役 D が平成 29 年 5 月 10 日に辞任届を提出したことに伴い、後任の取締役を選任する必要がある、下記の者を当該後任の取締役として選任してほしい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

東京都中央区中央 4 丁目 2 番 2 号

取締役 H

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は、閉会を宣した。

（一以下、省略一）

（別紙 6）

司法書士の聴取記録（平成 29 年 6 月 1 日現在）

- 1 自己株式の取得に関して、平成 28 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において自己株式の取得に関する事項の決定が有効になされている。
- 2 1 でされた決議に基づき、東京運送株式会社は、自己株式の取得について普通株主に対し会社法上必要な通知をした。これを受けて平成 29 年 4 月 16 日、普通株主 Y が自己の所有する普通株式 1000 株のうち、200 株を譲り渡す旨の申込みをした。なお、当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は、平成 29 年 4 月 16 日現在における分配可能額を超えてはいない。また、東京運送株式会社が平成 29 年 4 月 16 日以前に保有していた自己株式はない。
- 3 平成 29 年 5 月 15 日の取締役会の終結後、A は、直ちに、電子公告をする URL を「<http://www.unsou/index.html>」と定め、貸借対照表の公告をする URL を「<http://www.unsou/kessan/index.html>」と定めた。
- 4 平成 29 年 5 月 10 日、取締役 D から東京運送株式会社に辞任届が提出された。
- 5 株式の無償割当てについて、会社法上必要とされる普通株主及び B 種類株主に対する通知及び公告その他の所要の手続は、適法になされている。
- 6 平成 28 年 5 月 28 日の臨時株主総会において、募集株式の発行に係る募集事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされている。そして、平成 29 年 5 月 16 日、東京運送株式会社と X は、総数引受契約を締結し、平成 29 年 5 月 30 日、X は、募集株式に関する全額の払込みをした。なお、募集株式の発行における払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額ではなく、募集事項の決定の委任決議に係る種類株主総会の決議は、適法になされている。
- 7 東京運送株式会社の定款には、「当社の取締役の員数は、5 名以上とする。」旨の定めがある。
- 8 取締役 A、取締役 B 及び取締役 C は、平成 27 年 6 月 27 日開催の普通株主による種類株主総会において選任されており、取締役 D、取締役 E 及び取締役 F は、平成 27 年 6 月 27 日開催の A 種類株主による種類株主総会において選任されている。

(別紙 7)

平成 29 年 6 月 2 日開催の東京運送株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 自己株式の取得の件

議長は、下記のとおり自己株式を取得する旨を説明し、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1 取得する株式の種類及び数 | A 種類株式 300 株 |
| 1 株式 1 株を取得するのと引換えに交付する金銭 | 金 3 万円 |
| 1 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額 | 金 900 万円 |
| 1 株式の申込みの期日 | 平成 29 年 6 月 17 日 |

(一以下、省略一)

（別紙 8）

平成 29 年 6 月 17 日開催の東京運送株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

（一中略一）

第 1 号議案 自己株式の消却の件

議長は、本日をもって、当会社の有する自己株式の全部（内訳の記載は省略）の消却をしたい旨及びその理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、出席取締役全員の賛成を得たので、本議案は承認確定した。

（別紙 9）

平成 29 年 6 月 20 日開催の東京運送株式会社の臨時株主総会の議事概要

（一中略）

第 1 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役 F について、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを承認可決した。

（以下、省略）

(別紙 10)

平成 29 年 6 月 27 日開催の東京運送株式会社の定時株主総会の議事概要

(一中略—)

第 1 号議案 計算書類（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）承認の件
 （承認—記載省略）

第 2 号議案 定款一部変更の件

議長は、定款を下記の新旧対照表のとおり改める理由を説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

現行定款	変更案
(機関) 第〇条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 (新設)	(機関) 第〇条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 監査役 第〇条 <u>当社は、取締役の互選により代表取締役を選定する。</u>

第 3 号議案 取締役の選任の件

議長は、本定時株主総会の終結と同時に任期満了退任する取締役があるため、新たに取締役を選任する必要がある旨を述べ、次の者を取締役に選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

東京都新宿区新宿二丁目 2 番 2 号

取締役 I

東京都新宿区新宿三丁目 3 番 3 号

取締役 J

東京都新宿区新宿四丁目 3 番 3 号

取締役 K

東京都新宿区新宿五丁目 3 番 3 号

取締役 L

第4号議案 代表取締役選定の件

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べたところ、議場よりJの選定を望む旨の発言があり、その選定の可否について諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都新宿区新宿三丁目3番3号

代表取締役 J

（一以下、省略一）

（別紙 11）

互選書

平成 29 年 6 月 27 日

取締役全員出席

（一中略一）

第 1 号議案 代表取締役選定の件

取締役全員の一致により、下記の者を代表取締役に選定することにつき可決確定した。

なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都新宿区新宿二丁目 2 番 2 号

代表取締役 I

（一以下、省略一）

（別紙 12）

司法書士の聴取記録（平成 29 年 7 月 15 日現在）

- 1 平成 29 年 6 月 21 日、E が死亡し、同日、親族から死亡届が提出された。
- 2 自己株式の取得に関して、平成 28 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において自己株式の取得に関する事項の決定が有効になされている。
- 3 2 でされた決議に基づき、東京運送株式会社は、自己株式の取得について A 種類株主に対し会社法上必要な通知をした。これを受けて平成 29 年 6 月 17 日、A 種類株主 Z が自己の所有する全ての A 種類株式 300 株を譲り渡す旨の申込みをした。なお、当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は、平成 29 年 6 月 17 日現在における分配可能額を超えてはいない。
- 4 別紙 10 の株主総会議事録には、議長 Y 及び出席取締役全員の、別紙 11 の互選書には、出席者全員の市区町村長届出印による押印がされている。
- 5 平成 29 年 6 月 17 日に、株式の消却に関する手続が終了した。
- 6 東京運送株式会社の定款には、「当会社の取締役の員数は、5 名以上とする。」旨の定めがある。
- 7 東京運送株式会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

第2問【解答例】

第1欄

【登記の事由】（減点限度枠…2点）

公告をする方法の変更

株式無償割当て

取締役の変更

【登記すべき事項】（減点限度枠…6点）

平成29年5月20日変更

公告をする方法

電子公告の方法により行う。

`http://www.unsou/index.html`

貸借対照表の公告

`http://www.unsou/kessan/index.html`

平成29年5月31日変更

発行済株式の総数 1580株

各種の株式の数

普通株式 1000株

A種類株式 300株

B種類株式 280株

平成29年5月10日取締役D辞任

平成29年5月15日取締役H就任

【課税標準金額】（減点限度枠…1点）

【登録免許税額及びその内訳】（減点限度枠…2点）

金4万円 内訳 役員変更分 金1万円

登記事項変更分 金3万円

【添付書類の名称及び必要な通数】（減点限度枠…4点）

委任状

1通

株主総会議事録	1通
種類株主総会議事録	1通
取締役の就任承諾書は種類株主総会議事録の記載を援用する	
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	2通
取締役会議事録	1通
本人確認証明書	1通
辞任届	1通

第2欄

【登記の事由】（減点限度枠…2点）
株式の消却
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更
取締役及び代表取締役の変更
取締役会設置会社の定め廃止

【登記すべき事項】（減点限度枠…7点）
平成29年6月17日変更
発行済株式の総数 1080株
各種の株式の数
普通株式 800株
B種類株式 280株
平成29年6月21日変更
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容
普通株式 4000株
A種類株式 800株
B種類株式 800株
1 残余財産の分配
残余財産の分配については、A種類株主及びB種類株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。
A種類株式 1株につき100円
B種類株式 1株につき200円

平成 29 年 6 月 20 日取締役 F 解任
 平成 29 年 6 月 21 日取締役 E 死亡
 平成 29 年 6 月 27 日退任
 取締役 A, 取締役 B, 取締役 C, 代表取締役 A
 平成 29 年 6 月 27 日就任
 取締役 I, 取締役 J, 取締役 K, 取締役 L
 東京都新宿区新宿二丁目 2 番 2 号
 代表取締役 I
 平成 29 年 6 月 27 日取締役会設置会社の定め廃止

【課税標準金額】（減点限度枠…1 点）

【登録免許税額及びその内訳】（減点限度枠…2 点）	
金 7 万円 内訳 役員変更分	金 1 万円
取締役会廃止分	金 3 万円
その他登記事項変更分	金 3 万円

【添付書類の名称及び必要な通数】（減点限度枠…4 点）	
委任状	1 通
定款	1 通
種類株主総会議事録	1 通
株主総会議事録	2 通
取締役の就任承諾書は株主総会議事録の記載を援用する	
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	2 通
互選書	1 通
代表取締役の就任承諾書は互選書の記載を援用する	
取締役会議事録	1 通
死亡届	1 通
印鑑証明書	5 通

第3欄

【登記の申請を代理すべきでない事項】（減点限度枠…2点）

1. 取締役Cの解任の件
2. 募集株式の発行の件
3. 代表取締役Jの選定の件

【理由】（減点限度枠…2点）

1. 本問会社は、取締役選任権付株式を発行している。この場合、普通株式の種類株主総会によって選任された取締役Cについて、普通株式の種類株主総会によって解任しなければならず、通常の株主総会において解任の決議をすることはできない。
2. 払込期日が募集事項の決定に関する委任決議の日から1年以内の日になく、委任決議が無効となるから。
3. 取締役会設置会社でない会社において、定款に代表取締役の選定についての互選規定がある場合、株主総会の決議によって代表取締役を選定することはできないから。

自己採点基準について

自己採点は、すべて減点方式とさせていただきます。

添付書面の通数間違いは、「－0.5点」、その他の記載事項の間違いは、一律「－1点」として下さい。記載すべきでないものを記載した場合も「－1点」として下さい。

登記すべき事項については・・・

例えば、発行済株式の総数等の変更については、「発行済株式の総数」と各種類の株式の数のうちの「A種類株式」と「B種類株式」の3箇所を間違えた場合、それぞれ「－1点」として、合計「－3点」として下さい。

（この場合、その箇所につき全く書けなかった場合も、「－3点」として下さい。）

また、役員等の変更については、役員1人の間違いにつき、それぞれ「－1点」として下さい。

問題文に指示されている斜線の引き忘れ等は、「－1点」として下さい。

登記の申請を代理すべきでない事項については・・・

解答中に下線の引いてある部分の間違い1箇所につき、「－1点」として下さい。（この下線は、あくまで自己採点するための下線ですから、くれぐれも本試験では下線を引かないで下さい。）

また、各解答欄には、「減点限度枠」というものが設定してあります。

各解答欄については、減点限度枠の範囲内で減点して行って下さい。

<役員等の変更関連>

論点 1	役員選任権付種類株式
論点 2	役員選任権付種類株式の廃止の擬制
論点 3	取締役会設置会社の定め廃止（互選の定めあり）

解説

<第1欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

(1) Dについて

Dは、平成29年5月10日に辞任している。

本問会社の定款には、「当会社の取締役の員数は、5名以上とする。」旨の定めがあるが（別紙6聴取記録7）、Dが辞任しても他に取締役が5名いるため、定款で定めた取締役の員数に欠けることはなく、Dは取締役の権利義務を有する者とはならない。

よって、取締役Dの辞任の登記を申請する。

(2) Hについて

Hは、平成29年5月15日に開催されたA種類株主総会において、選任されている（別紙5第1号議案）。また、席上就任承諾している。

本問会社には、取締役選任権付種類株式の定款の定めがあるため、取締役の選任は、株主総会ではなく、種類株主総会でされることになる。

会社法108条（異なる種類の株式）

I 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第9号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

⑨ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。

従って、Hは取締役に就任する。

よって、Hの取締役の就任の登記を申請する。

(3) Cについて

取締役Cは、平成29年5月15日に開催された臨時株主総会において、解任されている（別紙3第2号議案）。

しかし、Cは平成27年6月27日開催の普通株主による種類株主総会によって選任され

た者であり（別紙 6 聴取記録 8）、本問会社には、取締役選任権付種類株式の定款の定めがある（別紙 1）。

取締役選任権付種類株式の定款の定めのある会社における取締役の解任は、定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合を除き、当該取締役を選任した種類の種類株主総会によってする。

会社法 347 条（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）

I 第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項（役員選任権付種類株式）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第 339 条第 1 項の規定（役員等の解任の規定）の適用については、第 339 条第 1 項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（種類株主総会において選任された取締役については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあっては、株主総会））の決議」とする。

本問会社は、定款に別段の定めも無く、取締役 C を選任した普通株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在するので、普通株主による種類株主総会ではない通常の株主総会において C を解任することはできない。

第 2 問第 3 欄

ア 登記の申請を代理すべきでない事項
1. 取締役 C の解任の件
イ 理由
1. 本問会社は、取締役選任権付株式を発行している。この場合、普通株式の種類株主総会によって選任された取締役 C について、普通株式の種類株主総会によって解任しなければならず、通常の株主総会において解任の決議をすることはできない。

2. 登記手続

① 登記の事由

「取締役の変更」と記載する。

② 登記すべき事項

「平成 29 年 5 月 10 日取締役 D 辞任

平成 29 年 5 月 15 日取締役 H 就任」と記載する。

③ 登録免許税

「役員変更分 金1万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請1件につき金3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）となる（登免法別表1.24(1)カ）。

④添付書面及び通数

ア. 取締役の選任を証する書面として「種類株主総会議事録」1通を添付する。

商登法46条（添付書面の通則）

Ⅱ 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

イ. 取締役の就任承諾書については、「取締役の就任承諾書は、種類株主総会議事録の記載を援用する」と記載する。

商登法54条（取締役等の変更の登記）

Ⅰ 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

※ただし、被選任者が席上で就任を承諾した場合は、登記申請書において「就任承諾書は株主総会議事録（取締役会議事録、種類株主総会議事録）の記載を援用する」などと記載すれば足りる。

ウ. Dの退任を証する書面として「辞任届」1通を添付する。

商登法54条（取締役等の変更の登記）

Ⅳ 第1項又は第2項に規定する者（役員等）の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

エ. Hの「本人確認証明書」を1通添付する。

商登規61条（添付書面）

Ⅶ 設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役（以下この項において「取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公

務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に第 4 項（第 5 項において読み替えて適用される場合を含む。）又は前項の規定により当該取締役等の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない。

オ. 司法書士法務次郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。

代理人によって登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない（商登法 18 条）。

<第 2 欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

(1) F について

取締役 F は、平成 29 年 6 月 20 日に開催された臨時株主総会において、解任されている（別紙 9 第 1 号議案）。

F は平成 27 年 6 月 27 日開催の A 種類株主総会によって選任された者であり（別紙 6 聴取記録 8）、本問会社には、取締役選任権付種類株式の定款の定めがある（別紙 1）。

取締役選任権付種類株式の定款の定めのある会社における取締役の解任は、定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合を除き、当該取締役を選任した種類の種類株主総会によってする。

会社法 347 条（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）

I 第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項（役員選任権付種類株式）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第 339 条第 1 項の規定（役員等の解任の規定）の適用については、第 339 条第 1 項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（種類株主総会において選任された取締役については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあっては、株主総会）の決議」とする。

本問会社においては、平成 29 年 6 月 17 日に発行済みの A 種類株式全てを対象とする自己株式の取得の効力が生じ（別紙 7 第 1 号議案）、同日、取得した株式の全部について消

却の効力が生じている（別紙 8 第 1 号議案，別紙 12 聴取記録 5）。

よって，A 種類株式を有する者はいなくなり，A 種類株主総会において，議決権を行使できる者を欠くため，A 種類株主総会ではない通常の株主総会において F を解任することができる。

以上より，取締役 F の解任の登記を申請する。

(2) E について・役員選任権付種類株式の定め廃止の擬制について

E は，平成 29 年 6 月 21 日に死亡している。

従って，取締役 E の死亡による退任の登記を申請する。

ところで，本問会社の定款には，「当会社の取締役の員数は，5 名以上とする。」旨の定めがあるところ（別紙 12 聴取記録 6），E が死亡したことにより，平成 29 年 6 月 21 日における本問会社の取締役は A，B，C，H の 4 名のみとなり，定款で定めた取締役の員数に満たないことになる。

この場合，さらに A 種類株主総会において新たな取締役を選任すべきことになるが（普通株主による種類株主総会では，すでに 3 名の取締役を選任しているので新たな取締役を選任することはできず，B 種類株主総会ではそもそも取締役を選任することができないと定められている，別紙 1），本問会社においては，平成 29 年 6 月 17 日に発行済みの A 種類株式全てを対象とする自己株式の消却の効力が生じており（別紙 8 第 1 号議案，別紙 12 聴取記録 5），A 種類株式について議決権を有する A 種類株主は存在しない。

「さて，新たな取締役を選任しなければならないのに，選任できない。困った。」

ということで，会社法は以下の規定を設けている。

会社法 112 条（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定め廃止の特則）

I 第 108 条第 2 項第 9 号に掲げる事項（役員選任権付種類株式の定め，取締役に関するものに限る。）についての定款の定めは，この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において，そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは，廃止されたものとみなす。

つまり，①この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合②そのために（取締役選任権付種類株式の定めがあるために）当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは，取締役選任権付種類株式の定めは廃止されたものとみなされる。（つまり，通常の株主総会において取締役の選任をすることができるようになる。）

これを本問についてみると，①平成 29 年 6 月 21 日に E が死亡したことにより，「定款で定めた取締役の員数を欠いた場合」に当たり，②平成 29 年 6 月 17 日に発行済みの A 種

類株式全てを対象とする自己株式の消却の効力が生じたことにより、「取締役選任権付種類株式の定めがあるために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないとき」に当たる。

従って、本問会社における取締役選任権付種類株式の定めは、これらの2つの要件がそろった平成29年6月21日に廃止されたものとみなされる。

以上より、取締役選任権付種類株式の定めを廃止する旨の種類株式の内容の変更の登記を申請する。

(3) I, J, K及びLについて

I, J, K及びLは、平成29年6月27日に開催された定時株主総会において、取締役に選任され、席上就任承諾をしている（別紙10第3号議案）。

平成29年6月27日の時点では、すでに取締役選任権付種類株式の定めは廃止されているため、通常の株主総会によって取締役を選任することができる。

従って、取締役I, J, K及びLの就任による変更の登記を申請する。

(4) 取締役会設置会社の定め廃止について・Jについて・Iについて

平成29年6月27日に開催された定時株主総会において、取締役会設置会社の定め廃止の決議がなされ、代表取締役の選定方法を定める（取締役の互選による）旨の定款変更がされている（別紙10第2号議案）。

この定款変更の決議は、満場一致をもって有効になされている。

会社法 349 条（株式会社の代表）

I 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

III 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

そして、同じく平成29年6月27日に開催された定時株主総会において、Jが代表取締役に選定され、席上就任承諾をしている（別紙10第4号議案）。

しかし、定款において代表取締役の選定方法が「取締役の互選による」とされている場合には、株主総会の決議によって代表取締役を選定することはできない。

定款に「代表取締役は取締役の互選により定める」と規定した場合には、互選によることを義務付けた趣旨とみられるため、定款を変更しない限り、株主総会の決議によって代表取締役を選任することはできないとされている（登研210P.56）。

第3欄

ア 登記の申請を代理すべきでない事項
3. 代表取締役Jの選定の件
イ 理由
3. 取締役会設置会社でない会社において、定款に代表取締役の選定についての互選規定がある場合、株主総会の決議によって代表取締役を選定することはできないから。

次に、平成29年6月27日にIが取締役の互選によって、代表取締役に選定され、席上就任承諾をしている（別紙11第1号議案）。

従って、Iは代表取締役に就任する。

よって、Iの代表取締役の就任による変更の登記を申請する。

※取締役会設置会社の定め廃止がなされた場合であっても、新たな代表取締役の選定方法が定められて代表取締役が就任した場合には、これまで代表権を有しなかった取締役に「代表権付与」がなされないことに注意を要する。

この場合は、会社法349条1項の文言における、「他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。」に当たるから、代表取締役に選定されなかった他の取締役は代表権を有しないこととなる。

2. 登記手続

①登記の事由

「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更
取締役及び代表取締役の変更
取締役会設置会社の定め廃止」と記載する。

②登記すべき事項

「平成29年6月21日変更

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 4000株

A種類株式 800株

B種類株式 800株

1 残余財産の分配

残余財産の分配については、A種類株主及びB種類株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

A種類株式 1株につき100円

B種類株式 1株につき200円

平成29年6月20日取締役F解任

平成 29 年 6 月 21 日取締役 E 死亡

平成 29 年 6 月 27 日退任

取締役 A, 取締役 B, 取締役 C, 代表取締役 A

平成 29 年 6 月 27 日就任

取締役 I, 取締役 J, 取締役 K, 取締役 L

東京都新宿区新宿二丁目 2 番 2 号

代表取締役 I

平成 29 年 6 月 27 日取締役会設置会社の定め廃止」と記載する。

③登録免許税

「役員変更分 金 1 万円

登記事項変更分 金 3 万円

取締役会設置会社の定め廃止分 金 3 万円」となる。

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1.24(1)ツ）。

取締役会の設置又は廃止の登記の登録免許税の額は、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1.24(1)ワ）。

④添付書面及び通数

ア. 取締役の解任を証する書面として「株主総会議事録（平成 29 年 6 月 20 日分）及び種類株主総会議事録（平成 27 年 6 月 27 日分）」各 1 通を添付する。

※なお、取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合に、通常の株主総会において取締役を解任した場合には、当該解任に係る株主総会議事録のほか、「当該取締役を選任した種類株主総会議事録」及び「種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しないことを証する書面（株主名簿等）」を添付する必要があるとされている（平 14.12.27 民商 3239）。

しかし、本問においては A 種類株式がすべて消却されており（別紙 8 第 1 号議案、別紙 12 聴取記録 5）、発行済の A 種類株式の総数がゼロであることが登記記録上明らかであるため、A 種類株主総会において、議決権を行使することができる株主が存在しないことを証明することは要せず、株主総会議事録及び F を選任した際の種類株主総会議事録を添付すれば足りる（平 14.12.27 民商 3239）。

取締役の就任及び取締役会設置会社の定め廃止を証する書面として「株主総会議事録（平成 29 年 6 月 27 日分）」1 通を添付する。

イ. 役員選任権付種類株式の廃止の擬制による種類株式の内容の変更の登記に関し、定款において法令と異なる役員の員数を定めていること及び互選規定の存在を証するため「定款」1通を添付する。

※株主総会議事録に取締役の任期が満了する旨の記載があるため、定時株主総会が開催されるべきであった時期を明らかにするための「定款」の添付は要しない。

任期満了により取締役を改選した場合、株主総会の議事録に任期満了により退任した旨の記載があるときは、当該株主総会の議事録を添付すれば足りる（昭 53.9.18 民 4.5003）。しかし、そのような記載がないときは、定時株主総会が開催されるべきであった時期を明らかにするため（昭 33.12.23 民甲 2655）、定款を添付する（商登法 54 条 4 項）。

ウ. 取締役の就任承諾書については、「取締役の就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する」と記載する。

エ. 代表取締役の選定を証する書面として「互選書」1通を添付する。

オ. 代表取締役の就任承諾書については、「代表取締役の就任承諾書は、互選書の記載を援用する」と記載する。

カ. 取締役の退任を証する書面として「死亡届」1通を添付する。

キ. 取締役の「印鑑証明書」5通を添付する。

選任された取締役 I, J, K 及び L が就任承諾書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した印鑑証明書 4 通を添付する。

代表取締役の選定に関する互選書には、変更前の代表取締役 A が登記所に届け出ている印鑑を押印していない（別紙 12 聴取記録 4）。

そのため、取締役が互選書に押印した印鑑の証明書（取締役 H, I, J, K 及び L の分）の添付を要する。

取締役会設置会社でない会社における取締役の就任（再任を除く）による変更の登記の申請書には、取締役の就任承諾書の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない（商登規 61 条 4 項後段）。

取締役会設置会社でない会社が定款で定める取締役の互選によって代表取締役を選定した場合には、取締役が互選書に押印した印鑑についての印鑑証明書が必要となる（商登規 61 条 6 項 2 号）。

※監査役の印鑑についての印鑑証明書が不要ことに注意

ク. 司法書士法務次郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。

<株式及び資本金の額の変更関連>

論点 4	自己株式の取得
論点 5	株式無償割当て
論点 6	募集株式の発行（第三者割当て・委任決議）
論点 7	自己株式の消却

解説

<第1欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

(1) 平成 29 年 4 月 16 日を申込期日とする自己株式の取得について

平成 28 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において、自己株式の取得に関する事項の決定が有効にされた（別紙 6 聴取記録 1）。

会社法 156 条（株式の取得に関する事項の決定）

I 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第 3 号の期間は、1 年を超えることができない。

- ① 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
（中略）
- ③ 株式を取得することができる期間

その後、平成 29 年 4 月 2 日開催の取締役会において、発行済の普通株式 1000 株のうち 200 株について会社が取得する旨の決議が満場一致をもって承認可決された（別紙 2 第 1 号議案）。

会社法 157 条（取得価格等の決定）

I 株式会社は、前条第 1 項の規定による決定に従い株式を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

- ① 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）
（中略）
- ④ 株式の譲渡しの申込みの期日

II 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

自己株式の取得について普通株主に対し必要な通知がなされた（別紙 6 聴取記録 2）。

会社法 158 条（株主に対する通知等）

- I 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、前条第 1 項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- II 公開会社においては、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

その後、平成 29 年 4 月 16 日、普通株主 Y が自己の有する普通株式 1000 株のうち 200 株を譲り渡す旨の申込みをした（別紙 6 聴取記録 2）。

会社法 159 条（譲渡しの申込み）

- II 株式会社は、第 157 条第 1 項第 4 号の期日（申込期日）において、前項の株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したものとみなす。・・・

当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は、平成 29 年 4 月 16 日現在における分配可能額を超えてはいない（別紙 6 聴取記録 2）。

会社法 461 条（配当等の制限）

- I 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。
- ③ 第 157 条第 1 項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得

以上より、東京運送株式会社による普通株式 200 株の取得は、平成 29 年 4 月 16 日に適法になされた。

これにより、本間会社の発行済みの普通株式 1000 株のうち、200 株が自己株式になった。

なお、会社がする自己株式の取得によって登記事項に変更は生じないため、自己株式の取得について申請すべき登記や添付すべき添付書面はない。

(2) 株式の無償割当てについて

平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、効力発生日を平成 29 年 5 月 31 日とし、平成 29 年 5 月 15 日最終の株主名簿に記載された株主について、普通株式を有する種類株主に対し、普通株式 10 株につき B 種類株式 1 株の株式の無償割当てをする旨の決議が満場一致をもって承認可決された（別紙 4 第 1 号議案）。

会社法 186 条（株式無償割当てに関する事項の決定）

- II 前項第 1 号に掲げる事項（株式無償割当て）についての定めは、当該株式会社以外の株主（種類株式発行会社にあつては、同項第 3 号の種類＜無償割当てを受ける種類＞の種類株主）の有する株式（種類株式発行会社にあつては、同項第 3 号の種類＜無償割当てを受ける種類＞の株式）の数に応じて同項第 1 号の株式を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- III 第 1 項各号に掲げる事項（株式無償割当てに関する事項）の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

会社法 186 条 2 項に規定されているとおり、株式の無償割当ては、自己株式に対してはなされない。

平成 29 年 5 月 15 日現在、発行済みの普通株式は 1000 株、そのうち自己株式は 200 株である。

従って、普通株式 800 株について、「普通株式 10 株につき B 種類株式 1 株」の割合で無償割当てがなされることになる。

よって、B 種類株式 80 株が新たに発行されることになる。

以上より、株式の無償割当てによる発行済株式総数の変更の登記を申請する。

（3）募集株式の発行について

平成 29 年 5 月 15 日に取締役会の決議により、平成 29 年 5 月 30 日を払込期日とする第三者割当てによる募集株式の発行に係る募集事項の決定がなされている。決議は、満場一致をもって承認可決されている。

これに先立ち、平成 28 年 5 月 28 日の臨時株主総会において、募集株式の発行に係る募集事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされている（別紙 6 聴取記録 6）。

委任決議が平成 28 年 5 月 28 日になされたところ、募集事項の決定における払込期日は平成 29 年 5 月 30 日となっており、委任決議がなされてからすでに 1 年が経過していることが分かる。

会社法 200 条（募集事項の決定の委任）

- I …、株主総会においては、その決議によって、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。この場合においては、その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めなければならない。
- III 第 1 項の決議（委任決議）は、前条第 1 項第 4 号の期日＜払込期日＞（同号の期間を

定めた場合にあつては、その期間の末日（払込期間の末日）が当該決議の日から 1 年以内の日である同項の募集についてのみその効力を有する。

※本規定は、公開会社でない株式会社及び公開会社における有利発行の場合に関する規定である（念のため…）。

従つて、この募集株式の発行について委任決議の効力は及ばず、非公開会社である本問会社においては、取締役会によつて募集事項の決定をすることはできない。

第 3 欄

ア 登記の申請を代理すべきでない事項
2. 募集株式の発行の件
イ 理由
2. 払込期日が募集事項の決定に関する委任決議の日から 1 年以内の日になく、委任決議が無効となるから。

2. 登記手続

①登記の事由

「株式無償割当て」と記載する。

②登記すべき事項

「平成 29 年 5 月 31 日変更

発行済株式の総数 1580 株

各種の株式の数

普通株式 1000 株

A 種類株式 300 株

B 種類株式 280 株」と記載する。

③登録免許税

「登記事項変更分 金 3 万円」となる。

株式無償割当てによる発行済株式総数の変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) ツ）。

④添付書面及び通数

ア. 株式無償割当ての決議がなされたことを証する書面として「取締役会議事録」1 通を添付する。

イ. 司法書士法務次郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。

<第2欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

(1) 平成29年6月17日を申込期日とする自己株式の取得について

平成28年6月27日開催の定時株主総会において、自己株式の取得に関する事項の決定が有効にされた（別紙12聴取記録2）。

その後、平成29年6月2日開催の取締役会において、発行済のA種類株式の全てである300株について会社が取得する旨の決議が満場一致をもって承認可決された（別紙7第1号議案）。

自己株式の取得についてA種類株主に対し必要な通知がなされた（別紙12聴取記録3）。

その後、平成29年6月17日、A種類株主Zが自己の有するA種類株式300株を譲り渡す旨の申込みをした（別紙12聴取記録3）。

当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は、平成29年6月17日現在における分配可能額を超えてはいない（別紙12聴取記録3）。

以上より、東京運送株式会社によるA種類株式300株の取得は、平成29年6月17日に適法になされた。

これにより、本問会社の発行済みのA種類株式300株が自己株式になった。

なお、会社がする自己株式の取得によって登記事項に変更は生じないため、自己株式の取得について申請すべき登記や添付すべき添付書面はない。

※ この自己株式の取得は、役員選任権付種類株式の定めのある廃止擬制及び自己株式の消却の論点に関連する。

(2) 自己株式の消却について

平成29年6月17日、取締役会の決議により、同日、本問会社の有する自己株式全てについて、自己株式の消却がされた（別紙8第1号議案）。

会社法178条（株式の消却）

I 株式会社は、自己株式を消却することができる。この場合においては、消却する自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数）を定めなければならない。

II 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。

本問会社の有している自己株式は、普通株式200株、A種類株式300株である。

従って、それらにつき発行済（種類）株式の総数が減少する旨の変更の登記を申請する。

2. 登記手続

①登記の事由

「株式の消却」と記載する。

②登記すべき事項

「平成 29 年 6 月 17 日変更

発行済株式の総数 1080 株

各種の株式の数

普通株式 800 株

B 種類株式 280 株」と記載する。

③登録免許税

「登記事項変更分 金 3 万円」となる。

自己株式の消却による発行済株式総数の変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1.24(1)ツ）。

④添付書面及び通数

ア. 自己株式の消却の決議があったことを証する書面として「取締役会議事録」1 通を添付する。

イ. 司法書士法務次郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。

＜役員等の変更，株式・資本金の変更以外＞

論点 8

公告をする方法の変更

解説

＜第 1 欄について＞

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

本問会社は、公告方法を「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」とし、貸借対照表等の開示方法（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項）を別個に定めている会社である。

平成 29 年 5 月 15 日開催の臨時株主総会において、公告方法を「時事に関する日刊新聞紙に掲載する方法から電子公告の方法へと変更」する旨の公告をする方法の変更の決議がされ、満場一致で承認可決された（別紙 3 第 1 号議案）。なお、公告方法の変更の効力発生日は平成 29 年 5 月 20 日とされている。

また、平成 29 年 5 月 15 日の取締役会の終結後、本問会社の代表取締役 A は、直ちに、電子公告をする URL を「<http://www.unsou/index.html>」と定め、貸借対照表の公告をする URL を「<http://www.unsou/kessan/index.html>」と定めた（別紙 6 聴取記録 3）。

以上について、どのような登記を申請するのかを検討する。

まず、会社の公告方法には、「官報に掲載する方法」「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」「電子公告」の 3 種類がある。

会社法 939 条（会社の公告方法）

I 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告

III 会社…が第 1 項第 3 号に掲げる方法（電子公告による方法）を公告方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法（官報又は日刊新聞紙による方法）のいずれかを定めることができる。

IV （公告方法の定款の）定めがない会社…の公告方法は、第 1 項第 1 号の方法（官報に掲載する方法）とする。

この 3 種類のうち「官報に掲載する方法」「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」による場合には、貸借対照表等の開示方法（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項）を別個に定めることができる。

しかし、「電子公告」による場合には、貸借対照表等の開示方法（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項）を公告方法と別個に定めることができない。（電子公告を公告方法とする会社においては、貸借対照表の開示も同一の URL であることになる。）

会社法 440 条（計算書類の公告）

- I 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。
- II 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- III 前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前 2 項の規定は、適用しない。

従って、本問会社のように、公告方法を「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」とし、貸借対照表等の開示方法（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項）を別個に定めている会社が、公告方法を「電子公告」に変更する登記を申請した場合には、従来定められていた貸借対照表等の開示方法（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項）は、登記官の職権により抹消されることになる。

商業登記規則 71 条（電子公告に関する登記）

電子公告を公告方法としたことによる変更の登記をしたときは、会社法第 911 条第 3 項第 26 号（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項）…に規定する事項の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

もっとも、「電子公告」を公告方法とする会社においても、便宜上、貸借対照表等の開示方法を別個に定めることが許容されている。

会社法施行規則 220 条

- II 法第 911 条第 3 項第 28 号に規定する場合（電子公告を公告方法とする登記をする場

合)には、同号イに掲げる事項（ウェブページのURL）であって、決算公告の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

以上より、本問においては、公告方法を電子公告と変更する旨（及び貸借対照表の開示方法の登記）を申請することになる。

2. 登記手続

公告方法は登記事項である。従って、公告方法の変更がされた場合には、その旨の登記を申請する必要がある。

会社法 911 条（株式会社の設立の登記）

I 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から 2 週間以内にしなければならない。

III 第 1 項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

27 号 …公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

28 号 …電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの（つまり、ウェブページの URL）

ロ 第 939 条第 3 項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め（つまり、事故その他のやむをえない場合の定め）

29 号 第 27 号（公告方法）の定款の定めがないときは、第 939 条第 4 項の規定により官報に掲載する方法（公告方法についての定めのない会社において官報による方法とされる場合）を公告方法とする旨

①登記の事由

「公告をする方法の変更」と記載する。

②登記すべき事項

「平成 29 年 5 月 20 日変更

公告をする方法

電子公告の方法により行う。

<http://www.unsou/index.html>

貸借対照表の公告

<http://www.unsou/kessan/index.html>

」と記載する。

③登録免許税

「登記事項変更分 金 3 万円」となる。

公告をする方法の変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24. (1) ツ）。

④添付書面及び通数

ア. 公告をする方法の変更があったことを証する書面として「株主総会議事録」1 通を添付する。

イ. 司法書士法務次郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。

※ 具体的な URL の決定方法については、必ずしも株主総会や取締役会の決議を要するものではなく、会社の内部規定等に基づき決定しても差し支えない。従って、URL の決定についての添付書面は不要である。

<株主リストの通数について>

<第1欄について>

「株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）」2通を添付する。

<第2欄について>

「株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）」2通を添付する。

※必須知識習得編・「これで納得条文集Ⅰ」P47～抜粋

役員選任権付種類株式

会社法 108 条（異なる種類の株式）

I 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第 9 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

⑨ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。

会社法 339 条（解任）

I 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

会社法 347 条（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）

I 第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合における第 339 条第 1 項の規定の適用については、第 339 条第 1 項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（種類株主総会において選任された取締役については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあっては、株主総会）の決議」とする。

※長い条文なので、内容を要約してあります。

まずは、108 条 1 項 9 号と 339 条 1 項をざっと見て下さい。

108 条 1 項 9 号は役員選任権付種類株式の定めに関する規定、339 条 1 項は役員の解任に関する規定です。

これを前提に、347 条 1 項を読みます。

347 条 1 項を要約すると、「種類株主総会において選任された取締役については、その取締役を選任した種類の種類株主総会によって解任する。」ということが書かれています。

なお、監査役についても同旨の規定があります（会社法 347 条 2 項）。

そもそも、役員選任権付種類株式は、持株比率と異なる割合で取締役や監査役を選任したいと望む株主間の契約を制度化したものです。

だから、その趣旨を貫くと、取締役や監査役の解任についても、その役員を選任した種類株主総会ですることになります。

なお、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合には、株主総会の決議によって解任することになります。そうしないと、仕方がないからです。

<具体例>

「A種類株主は、種類株主総会において、取締役3名を選任することができる。」

⇒この定款規定があると、通常の株主総会による取締役の「選任」のみならず、（一定の例外を除き）通常の株主総会による取締役の「解任」もすることができない。

※監査役も同様。

<「指名委員会等設置会社及び公開会社は、第9号に掲げる事項についての定めがある種類の株式（役員選任権付種類株式）を発行することができない。」について>

①公開会社において、役員選任権付種類株式を発行することができない理由

⇒役員選任権付種類株式の制度は、「株主間契約の制度化」（つまり、株主の個性に着目した制度）。従って、株主の個性を重視しない公開会社には、この制度はなじまないというのが理由。

②指名委員会等設置会社において、役員選任権付種類株式を発行することができない理由

⇒取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するのは、指名委員会の権限とされているから。

会社法 404 条（指名委員会等の権限等）

I 指名委員会は、株主総会に提出する取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

<種類株主総会で選任された取締役の解任>

e x. 取締役甲がA種類株主総会で選任されて、就任した。

(問1) この場合の解任の方法は？

①通常の場合（会社法 347 条 1 項括弧書）

⇒A種類株主総会で解任する。

※A種類株主総会に選任権があっても、通常の株主総会に解任権があるならば、役員選任権付種類株式をわざわざ規定した意味がなくなるから（通常の株主総会で解任できるならば、例えば、A種類株主総会で選任した取締役が「他の種類株主から見て気に食わない」という理由で、通常の株主総会ですぐに解任されてしまうことになる。）。

②取締役甲の任期満了前にA種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合。例えば、A種類株式の全てが自己株式になった場合（会社法 347 条 1 項括弧書の中の括弧書）

⇒通常の株主総会で解任する。

※解任権者が全くいない状態なので、仕方がない。

③定款に別段の定めがある場合（会社法 347 条 1 項括弧書の中の括弧書）

⇒通常の株主総会で解任する。

（問2）取締役解任による変更の登記を申請する場合の添付書面は？

①の方法によって解任した場合

⇒ （取締役甲の選任時の）「A種類株主総会議事録」

（取締役甲の解任時の）「A種類株主総会議事録」

※選任時の議事録を添付するのは、取締役甲がどの種類株主総会によって選任されたのかは登記されないから。つまり、「A種類株主総会が取締役甲の解任権者である」ということを証明するには、選任時の議事録を添付して証明する必要があるから。

②の方法によって解任した場合

⇒ （取締役甲の選任時の）「A種類株主総会議事録」

（通常の株主総会による解任時の）「株主総会議事録」

「株主名簿」

※株主名簿を添付するのは、「A種類株主総会には、議決権を行使することができる株主が存在しない」ということを証明するため。つまり、「通常の総会が取締役甲の解任権者である」ということを証明するために株主名簿を添付する。

難 なお、この趣旨からいうと、例えば、A種類株式の全てが自己株式になって、その後、A種類株式全てについて自己株式の消却が行われた場合には、A種類株主全てに議決権がないことが登記記録上明らかになるので、株主名簿を添付する必要はないことになる。

③の方法によって解任した場合

⇒ 「定款」

（通常の株主総会による解任時の）「株主総会議事録」

※この場合、定款を添付すれば、「通常の総会が取締役甲の解任権者である」ということを証明することができる。

＜種類株主総会で選任された取締役の解任の解答手順＞

⇒解任権者の探し方

①「〇種類株主は、種類株主総会において、取締役〇名を選任することができる。」

という定款規定があることを**問題文の登記記録から確認する**。

※この定めがあることが話の前提だから。

②解任の対象となっている取締役が、どの種類株主総会で選任された人なのかを**問題文から探す**。

※原則として、選任権者である種類株主総会が解任権者だから。

③解任の対象となっている取締役を選任した種類株主総会について、「定款に別段の定めがある場合（通常の株主総会で解任する旨の定め）」又は「当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合（当該種類株式の全てが自己株式になった場合）」に当たらないかどうかを**問題文で確認する**。

※これらの場合、例外的に通常の株主総会が解任権者となるから。

④以上に基づいて判明した解任権者によって解任がなされているかを**問題文で当てはめる**。

⇒解任権者以外の人（株主総会）が解任決議をしても、もちろん無効。

【MEMO】

役員選任権付種類株式の定め廃止の擬制

会社法 112 条（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定め廃止の特則）

I 第 108 条第 2 項第 9 号に掲げる事項〔役員選任権付種類株式〕についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

112 条については、知っているかどうかだけで勝負が決まります。

もし本試験でこの話が出題されたとしたら、112 条を知らない人は、全くの白紙答案で帰ってくることになりかねません。

112 条は、「①この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合」において「②そのため（役員選任権付種類株式の定めがあるため）に当該員数に足りる数の取締役を選任することができないとき」は、役員選任権付種類株式の定めが廃止されたものとみなされる旨が規定されています。

例えば、役員選任権付種類株式の定めがある種類株式発行会社において、A 種類株主総会によって選任された取締役 X が死亡してしまい、法律（又は定款）で定める取締役の員数が足りなくなるとします。

この場合、通常なら、A 種類株主総会において、新たに取締役を選任し直すこととなります。

しかし、A 種類株式すべてが会社の自己株式になってしまった場合等、A 種類株主総会において誰も議決権を行使することができなくなったときは、困ります。

役員選任権付種類株式の定めがある以上、通常の株主総会で取締役を選任することはできません。

また、A 種類株主総会で選任するはずであった取締役を他の種類の株式である B 種類株主総会で選任することも、（持株比率と異なる割合で取締役を選任したいと望む）株主間の契約を制度化した役員選任権付種類株式の趣旨に反します。

結局、このままだと、新たな取締役を選任することが難しくなってしまいます。

そこで、112 条は、役員選任権付種類株式の定めが廃止されたものとみなします。

役員選任権付種類株式の定めがなければ、通常の株主総会で取締役を選任することができますから、この問題は解決します。

次に、登記手続について説明します。

役員選任権付種類株式の定めが廃止されたものとみなされた場合には、「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」の登記事項に変更が生じますので、登記の申請が必要となります。

仮に、A種類株式とB種類株式の 2 種類の株式にそれぞれ役員選任権付種類株式の定めがあった場合でも、すべての役員選任権付種類株式の定めを廃止する旨の登記を申請します。

これは、株主間の契約の制度化という役員選任権付種類株式の趣旨から、一部の種類株主だけに選任権を残さず、すべてを廃止するのが妥当だと考えられるからです。

なお、定款において法令の規定と異なる役員員数を定めている場合には、これを証するため、「定款」が添付書面になります。

<要件>

- ①この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた
- ②そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができない
(つまり、役員選任権付種類株式の定めが邪魔で、新たな取締役を選任することができない)

⇒役員選任権付種類株式の定めは、廃止されたものとみなす。

(商業登記との関係では、「種類株式の内容の変更の登記」を申請して、役員選任権付種類株式の定めを廃止する旨の登記をすることになる。)

<具体例>

e x. 株式会社X（取締役会設置会社）があるとする。

登記記録は、以下の通りである。

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	<p>A種類株式 1000株</p> <p>B種類株式 1000株</p> <p>C種類株式 1000株</p> <p>1 残余財産の分配</p> <p>残余財産の分配については、B種類株主及びC種類株主に対し、A種類株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>B種類株式 1株につき100円</p> <p>C種類株式 1株につき200円</p> <p>1 取締役の選任</p> <p>A種類株主は、種類株主総会において、取締役3名を選任することができる。</p> <p>B種類株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。</p> <p>C種類株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。</p>
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

この場合において、平成 29 年 3 月 1 日、取締役甲、乙、丙の 3 名が A 種類株主総会で選任されて、就任した。同日取締役会で代表取締役甲が選定されて、就任した。

その後、平成 29 年 3 月 20 日、株式会社 X と A 種類株主全員との合意により株式会社 X による自己株式の取得が行われ、A 種類株式全てが自己株式となった。

その後、取締役丙が、平成 29 年 4 月 1 日に死亡した。

この場合、株式会社 X としては、大変困ったことになる。

株式会社 X は、取締役会設置会社だから、取締役の最低員数は 3 人必要である。…とはいえ、取締役の選任権を唯一持っている A 種類株式については、全てが自己株式となっているため、議決権が全くない状態にある。

…新たな取締役を選任する方法がない!

そこで、会社法 112 条が登場する。

当てはめてみると、

①この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた

⇒「取締役丙が、平成 29 年 4 月 1 日に死亡した」という事実がこの要件に当たる。

②そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができない

⇒「平成 29 年 3 月 20 日、株式会社 X と A 種類株主全員との合意により株式会社 X による自己株式の取得が行われ、A 種類株式全てが自己株式となった」という事実がこの要件に当たる。

従って、両方の要件が揃った日である「平成 29 年 4 月 1 日」付で、役員選任権付種類株式の定めは、廃止されたものとみなされる。

その後、平成 29 年 4 月 10 日の株主総会において、株式会社は新たな取締役丁を選任することができる。

登記申請書は以下の通りとなる。

【登記の事由】

**発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更
取締役の変更**

【登記すべき事項】

平成 29 年 4 月 1 日変更

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

A 種類株式 1000 株

B 種類株式 1000 株

C 種類株式 1000 株

1 残余財産の分配

残余財産の分配については、B 種類株主及び C 種類株主に対し、A 種類株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

B 種類株式 1 株につき 100 円

C 種類株式 1 株につき 200 円

平成 29 年 4 月 1 日取締役丙死亡

平成 29 年 4 月 10 日取締役丁就任

【登録免許税額】

(省略)

【添付書類の名称及び必要な通数】

委任状	1 通
死亡届	1 通
株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)	1 通
取締役の就任承諾書	1 通
本人確認証明書	1 通

【MEMO】

※必須知識習得編・「これで納得条文集Ⅰ」P319～抜粋**代表取締役の選定方法****会社法 349 条（株式会社の代表）**

- I 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- II 前項本文の取締役が 2 人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
- III 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

会社法 362 条（取締役会の権限等）

- III 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

<代表取締役の選定方法>

- ①各自代表
- ②定款
- ③定款の定めに基づく取締役の互選
- ④株主総会の決議
- ⑤取締役会の決議（取締役会設置会社の場合）

<選定方法を変更した場合の登記>

1. 各自代表の会社において、新たに選定方法が定められた場合（又は取締役会設置会社となった場合）
（つまり、「①」から「②～⑤」への変更の場合）
⇒新たに代表取締役に選定されなかった者について、代表取締役の「退任」の登記を申請する。
2. これまでの選定方法が廃止された場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められなかった場合）
（つまり、「②～⑤」から「①」への変更の場合）
⇒これまで代表権を有しなかった取締役について、「代表権付与」の登記を申請する。
3. 選定方法の変更があった場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められた場合、これまで選定方法を定めていた会社が取締役会設置会社となった場合）
（つまり、「②～⑤」の間での変更の場合）
⇒変更前後で同一人が代表取締役である場合、登記申請不要。
⇒変更前後で別人が代表取締役である場合、従前の選定方法で定められた代表取締役について「退任」の登記を申請し、新たな選定方法で定められた代表取締役について「就任」の登記を申請する。

※必須知識習得編・「これで納得条文集Ⅰ」P327～抜粋

<代表取締役としての就任承諾の要否>

1. 定款又は株主総会の決議によって定められた場合

⇒取締役の地位と代表取締役の地位は一体

従って、取締役として就任承諾すれば、別途代表取締役としての就任承諾を要しない。

また、辞任の意思表示によって代表取締役の地位のみを辞任することはできない（定款の変更又は株主総会の承認決議を要する。）。

2. 定款の定めに基づく互選又は取締役会の決議によって定められた場合

⇒取締役の地位と代表取締役の地位は分離

従って、取締役として就任承諾のほかに、別途代表取締役としての就任承諾が必要。

また、辞任の意思表示によって代表取締役の地位のみを辞任することができる。

【MEMO】

※必須知識習得編・「これで納得条文集Ⅰ」P151～抜粋

＜募集株式の発行の解答手順…常にやること＞

まず最初に、株主割当てか第三者割当てかチェック

→議事録の議案の記載内容で確認すると分かる（株主割当ての場合、株主割当てである旨の記載があるから、それがなければ第三者割当て。）

＜第三者割当ての場合＞

1. 募集事項の決定の決議機関、決議要件の適法性をチェック

→公開会社なら、有利発行の場合を除き、取締役会決議

非公開会社なら、委任決議がある場合を除き、株主総会特別決議

2. 公開会社が募集事項の決定をしている場合

① 取締役会決議で募集事項の決定をしている場合、決議日から払込期日までの期間が2週間以上あるかチェック

→もし2週間以上なければ、通知期間短縮に関する株主全員の同意が必要となる。

② 引受人が引き受ける株式数の記載から、支配株主の異動を伴う募集株式の発行かどうかチェック

→これに該当するならば、会社法206条の2の要件（株主に対する特定引受人に関する事項の通知又は公告が必要、特定引受人（その子会社等を含む。）による募集株式の引受けに反対する旨が公開会社に対し通知されたときは、原則として株主総会による承認決議が必要）を充足しているかどうかチェックが必要。

3. 募集株式の種類が譲渡制限株式かどうかチェック

→これに該当するなら、定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議による割当て決定が必要となる（会社法204条2項）。

→これに該当し、かつ、総数引受契約が締結されているなら、定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議による承認が必要となる（会社法205条2項）。

→さらに種類株式発行会社の場合、これに該当するなら、一定の例外を除き、種類株主総会の決議も必要となる（会社法 199 条 4 項）。

4. 割当てや払込みが適法にされているかチェック

※ここまでの、適法に登記することができるかどうか判明する。

5. 増加する株式数を計算

6. 増加する資本金の額を計算

<株主割当ての場合>

1. 募集事項の決定の決議機関，決議要件の適法性をチェック
→公開会社なら，取締役会決議
非公開会社なら，定款に別段の定めがなければ，株主総会特別決議
2. 常に，決議日から申込期日までの期間が2週間以上あるかチェック
→もし2週間以上なければ，通知期間短縮に関する株主全員の同意が必要となる。
3. 種類株式発行会社の場合，種類株主に損害を及ぼすおそれがあるかどうかチェック
→該当するなら，一定の例外を除き，種類株主総会の決議も必要となる（会社法322条1項4号）。
4. 払込みが適法にされているかチェック
※ここまでで，適法に登記することができるかどうか判明する。
5. 増加する株式数を計算
6. 増加する資本金の額を計算

【MEMO】

※必須知識習得編・「これで納得条文集Ⅱ」P165～抜粋

公告方法

会社法 939 条（会社の公告方法）

- I 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
- ① 官報に掲載する方法
 - ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - ③ 電子公告
- III 会社…が第 1 項第 3 号に掲げる方法（電子公告による方法）を公告方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法（官報又は日刊新聞紙による方法）のいずれかを定めることができる。
- IV （公告方法の定款の）定めがない会社…の公告方法は、第 1 項第 1 号の方法（官報に掲載する方法）とする。

商業登記規則 71 条（電子公告に関する登記）

電子公告を公告方法としたことによる変更の登記をしたときは、会社法第 911 条第 3 項第 26 号（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項）…に規定する事項の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

会社法施行規則 220 条

- II 法第 911 条第 3 項第 28 号に規定する場合（電子公告を公告方法とする登記をする場合）には、同号イに掲げる事項（ウェブページの URL）であって、決算公告の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

【MEMO】

公告方法

<貸借対照表のネット公告について>

会社が選べる方法

	公告方法	貸借対照表
1	官報	ネット
2	新聞	ネット
3	ネット	ネット（別アドレス）

1の方法を採用した場合の登記記録

公告をする方法	官報に掲載してする。
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html

2の方法を採用した場合の登記記録

公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html

3の方法を採用した場合の登記記録

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukouku/index.html 貸借対照表の公告 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html
---------	---

※3の場合、貸借対照表の公告が「公告をする方法」の内容となります。これに対応して登記申請書の書き方が上記のようになります。

[MEMO]

2 の場合の申請例

平成 29 年 4 月 1 日、公告方法を新聞による公告に変更したうえ、同日、新たに貸借対照表に係る電磁的開示方法を設定した場合の登記申請書

登記の事由	
公告をする方法の変更 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定	
登記すべき事項	
平成 29 年 4 月 1 日変更 公告をする方法 東京都において発行される日本新聞に掲載してする。 平成 29 年 4 月 1 日設定 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html	
添付書類の名称及び必要な通数	
委任状	1 通
株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)	1 通
※株主総会議事録は、公告をする方法の変更の登記について添付します。貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定の登記については、委任状以外の添付書面は不要となります。	

3の場合の申請例

平成 29 年 4 月 1 日、公告方法をネットによる公告に変更したうえ、同日、新たに別アドレスに貸借対照表に係る電磁的開示方法を設定した場合の登記申請書

登記の事由	
公告をする方法の変更	
登記すべき事項	
平成 29 年 4 月 1 日変更 公告をする方法 電子公告の方法により行う。 <code>http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kouko</code> <code>ku/index.html</code> 貸借対照表の公告 <code>http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan</code> <code>n/index.html</code>	
添付書類の名称及び必要な通数	
委任状	1通
株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)	1通

<公告方法の定め可否>

- 「A紙及びB紙に掲載してする。」
⇒定めることができる（先例）。
- 「A紙又はB紙に掲載してする。」
⇒定めることができない（先例）。（どっちを見ればいいのか分からないから。）
- 「組織再編についてはA紙、それ以外はB紙に掲載してする。」
⇒定めることができない。（どっちを見ればいいのか分からないから。）

株主リストについて

※法務省ホームページ抜粋

「株主リスト」が登記の添付書面となります

平成 28 年 7 月 21 日

平成 28 年 10 月 1 日以降の株式会社・投資法人・特定目的会社の登記の申請に当たっては、添付書面として、「株主リスト」が必要となる場合があります（商業登記規則61条2項・3項，投資法人登記規則3条，特定目的会社登記規則3条）。

株主リストの添付が必要となる場合

株主リストの添付は、次の2つの場合に必要となります。 ※1

- 1 登記すべき事項につき株主全員の同意（種類株主全員の同意）を要する場合
- 2 登記すべき事項につき株主総会の決議（種類株主総会の決議）を要する場合 ※2

※1 株式会社のほかに、投資法人、特定目的会社も社員のリストの提出が必要（その他の法人は不要）です。

※2 登記事項につき、株主総会決議を省略する場合（会社法319条1項）にも、株主リストの添付が必要です。

株主リストの内容

- 1 登記すべき事項につき株主全員の同意を要する場合 ※3

株主全員について次の事項を記載した株主リスト

- (1) 株主の氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 株式数（種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数）
- (4) 議決権数

➡ これら 4 点を代表者が証明

※3 登記すべき事項につき、種類株主全員の同意を要する場合には、種類株主全員についての株主リストが必要です。

2 登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合 ※4

●議決権数上位 10 名の株主 ※5

●議決権割合が 2/3 に達するまでの株主 ※6

…いずれか少ない方の株主について、次の事項を記載した株主リスト

- (1) 株主の氏名又は名称
 - (2) 住所
 - (3) 株式数(種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数)
 - (4) 議決権数
 - (5) 議決権数割合
- ➡ これら 5 点を代表者が証明

※4 登記すべき事項につき、種類株主総会の決議を要する場合には、当該種類株主についての株主リストが必要で

※5 自己株式等の当該事項につき議決権を行使することができない株式を除きますが、株主総会に欠席し、又は議決権を行使しなかった株主を含みます。

※6 2/3 に達するまでの株主は、議決権割合の多い方から加算していく必要があります。

条文

商業登記規則61条（添付書面）

- II 登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。
- ① 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数
 - ② 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数
- III 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第319条第1項（同法第325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。
- ① 10名
 - ② その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

(1-2-1 商業登記規則 61 条 3 項の証明書/10 名)

証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案*1につき、総議決権数*2（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

- ① 10 名
 ② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が 3 分の 2 に達するまでの人数

	氏名又は名称 *3・4	住所	株式数 (株) *5	議決権数	議決権数の割合
1	A 田 B 男	東京都千代田区霞が関 1-1	300	300	25.0%
2	C 田 D 女	東京都千代田区霞が関 1-2	200	200	16.7%
3	E 田 F 男	東京都千代田区霞が関 1-3	100	100	8.3%
4	G 株式会社	東京都千代田区霞が関 1-4	50	50	4.2%
5	H 合名会社	東京都千代田区霞が関 1-5	30	30	2.5%
6	I 田 J 女	東京都千代田区霞が関 1-6	20	20	1.7%
7	K 田 L 男	東京都千代田区霞が関 1-7	15	15	1.3%
8	M 田 N 女	東京都千代田区霞が関 1-8	10	10	0.8%
9	O 田 P 男	東京都千代田区霞が関 1-9	9	9	0.8%
10	Q 田 R 女	東京都千代田区霞が関 1-10	8	8	0.7%
			合計	742	61.8%
			総議決権数	1200	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印 *6

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足够了。
- *2 当該決議事項につき議決権を行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権を行使しなかった株主の分も含みます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいずれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足够了。
- *6 登記所届出印を押印してください。